

令和5年度 集団指導資料

【施設・通所（就労系を除く。）・居住系サービス編】

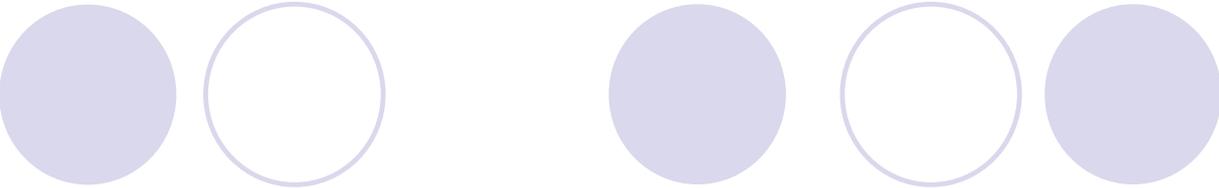
※当該資料に加え、指導監査室HP資料掲載サイトの「共通編【別冊】令和6年度報酬改定に関する資料」のうち、次の資料を持参してください。

- No.1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
- No.5 基準条例新旧対照表（R060401）指定障害福祉サービス
- No.6 基準条例新旧対照表（R060401）障害福祉サービス
（以下の資料は障害者支援施設のみ追加で必要）
- No.7 基準条例新旧対照表（指定障害者支援施設）
- No.8 基準条例新旧対照表（障害者支援施設）

令和6年3月
岡山県 子ども・福祉部
福祉企画課 指導監査室

目次

I	報酬に関する事項（総則）	3
II	実地指導における主な指導事項等		
1	はじめに	17
2	主な指導事項	17
	（1）一般原則に関すること	18
	（2）人員基準に関すること	18
	（3）運営基準に関すること	19
	（4）報酬に係る算定基準に関すること	26
III	障害者の意思決定支援について	30



I 報酬に関する事項(総則)



○サービス提供時の報酬の算定

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを提供した際の報酬の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)平成31年3月25日厚生労働省告示第87号改正」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となる。
- 具体的には、単位数に**10円**を乗じて得た額(基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護については**8.5円**を乗じて得た額)にサービス**提供事業所が所在する地域区分に応じた割合**を乗じて得た額、療養介護については、単位数に10円を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、岡山市が「七級地」、それ以外は「その他」となる。

「**七級地**」の単価(厚生労働大臣が定める一単位の単価)

共同生活援助:1000分の1024

施設入所支援:1000分の1020

就労継続支援A型・B型:1000分の1017

上記以外:1000分の1018 ※療養介護は1000分の1000

※「**その他**」は**全て1000分の1000**

○加算の算定期

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、**届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から**、算定を開始するものとなる。

※平成19年10月からインターネット請求に変わったことに伴い、県においては、各事業所の加算情報を国保連合会へ報告することとなり、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の突合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

■ 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期

前年度又は前年度末日の実績に応じて当該年度の加算単位数が決まる加算については、**翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算の届出は4月中に届出を行うことを認める。**

なお、当該加算等を4月より新たに算定することについて、**利用者等に十分な説明を行い、周知を図ること。**

○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

- **事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となる**ものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返されるなど悪質な場合には、指定取消処分等をもって対処することになる。

- また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、**不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。**

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

- 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、**速やかにその旨を届け出る**こと。
なお、この場合は、**加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わない**ものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定取消処分等をもって対処することとなる。

○利用者に対する利用料の過払い分の返還

- 不当利得金を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、**返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること**。その場合、返還に当たっては**利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておく**こと。

○算定上における端数処理について

■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、**基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う**。つまり、**絶えず整数値に割合を乗じていく**計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(例) 居宅介護(居宅における身体介護2時間30分以上3時間未満で815単位)

- ・ 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70%

$$815 \times 0.70 = 570.5 \rightarrow 571 \text{ 単位}$$

- ・ 基礎研修課程修了者で深夜の場合

$$571 \times 1.5 = 856.5 \rightarrow 857 \text{ 単位}$$

※ $815 \times 0.70 \times 1.5 = 855.75$ として四捨五入するのではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる**1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする**。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)

- ・ $857 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 3,428 \text{ 単位}$

$$3,428 \text{ 単位} \times 11.20 \text{ 円/単位} = 38,393.6 \text{ 円} \rightarrow 38,393 \text{ 円}$$

○障害福祉サービス種類相互の算定関係について

- 介護給付費等については、**同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない**ものであること。例えば、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「日中活動サービス」という。)を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護(家事援助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。
- また、**日中活動サービスの報酬**については、**1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価**していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号口に規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を算定した場合を除く。)には、**同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない**。

○日中活動サービスのサービス提供時間について

- 日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、**適切なアセスメントを行う**ことを通じて、**当該利用者ごとの個別支援計画を作成**しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。
- また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ**運営規程において定めておく**必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、**事前に十分説明を行う**必要があること。

○加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

- 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の**利用者数**は、**当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる**(ただし、**新規開設又は再開の場合は推定数**による)。この場合、利用者数の平均は、**前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数(就労定着支援及び自立生活援助については、当該前年度の開所月数)で除して得た数**とする。この平均利用者数の算定に当たっては、**小数点第2位以下を切り上げる**ものとする。
- 療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

○人員配置の見直しについて

- 障害福祉サービス事業では、事業種別によっては、前年度の利用者の平均値によって、人員配置が決定される仕組みとなっており、**毎年度4月1日を基準日として見直しを行うこととされている**ので、各事業者においては、**自主点検を行う**こと。(※点検結果書類については提出不要だが、事業所において保管しておくこと。)

※前年度の利用者数の平均値の求め方

当該年度の前年度の延べ利用者数 / 開所日数 (小数点第2位以下切り上げ)

算出例

対象期間: 令和4年4月~令和5年3月

延べ利用者数(A)	開所日数(B)	利用者の平均値(A)÷(B)
4,125	269	15.4

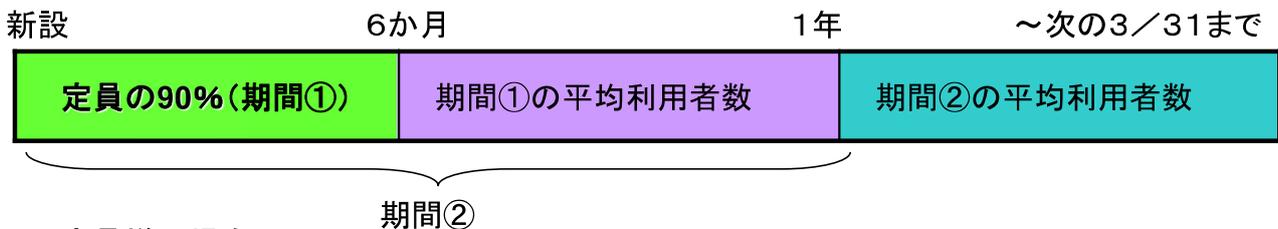
加算の算定
に変更があれば体制届
等が必要

○新設・定員の増減の場合の利用者数について①

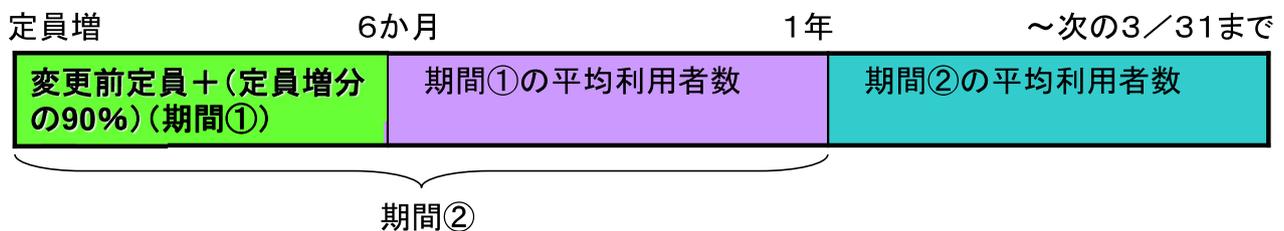
■ 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、新設又は増床分に関し、**前年度において1年未満の実績しかない**場合（前年度の**実績が全くない**場合を含む。）の利用者数は、新設又は増改築等の時点から**6月未満の間**は、便宜上、**定員の90%**を利用者数とし、新設又は増改築の時点から**6月以上1年未満の間**は、**直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数**とし、新設又は増改築の時点から**1年以上経過**している場合は、**直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数**とされている。

※ 下記の図中、「平均利用者数」は、各期間の「延べ利用者数÷開所日数」を指す。

○ 新設の場合



○ 定員増の場合



○新設・定員の増減の場合の利用者数について②

■ ただし、就労定着支援については、**前年度において1年未満の実績しかない**場合（前年度の**実績が全くない**場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から**6月未満の間**は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労継続支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、**就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%**を利用者数とし、新設等の時点から**6月以上1年未満の間**は、**直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数**とし、新設等の時点から**1年以上経過**している場合は、**直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数**とする。

■ また、自立生活援助については、**前年度において1年未満の実績しかない**場合（前年度の**実績が全くない**場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から**6月未満の間**は、便宜上、**利用者の推定数の90%**を利用者の数とし、新設等の時点から**6月以上1年未満の間**は、**直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数**とし、新設等の時点から**1年以上経過**している場合は、**直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数**とする。

○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定

■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

■ 算定される単位数

所定単位数の**100分の70**とする。なお、当該所定単位数は、**各種加算がなされる前の単位数**とし、**各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではない**ことに留意すること。

■ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる**定員超過利用**について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、**報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこと**としているところであるが、これは**適正なサービスの提供を確保するための規定**であり、**指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。**

○過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

■ **直近の過去3月間の利用者の延べ数**が、**利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える**場合に、当該1月間について**利用者全員につき減算を行うもの**とする。

（例） 利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合

$30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$

$1,980人 \times 1.25 = 2,475人$ （受入れ可能延べ利用者数）

※3月間の総延べ利用者数が2,475人を超える場合に減算となる。

◆ ただし、**定員**（多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計）**11人以下**の場合は、**過去3月間の利用者の延べ数**が、**利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える**場合に減算を行うものとする。

○多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

■ **多機能型事業所等**における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、**当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出**するものとする。

（例） 利用定員40人の多機能型事業所（生活介護の利用定員20人、自立訓練（生活訓練）の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

・生活介護 → $20人 \times 150\% = 30人$ （10人まで受入可能）

・自立訓練（生活訓練） → $10人 \times 150\% = 15人$ （5人まで受入可能）

・就労継続支援B型 → $10人 \times 150\% = 15人$ （5人まで受入可能）

○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い①

■ 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員**50人以下**の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、**利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える**場合に、当該1日について**利用者全員につき減算を行う**ものとする。

イ 利用定員**51人以上**の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、**利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える**場合に、**当該1日について利用者全員につき減算**を行うものとする。

■ 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

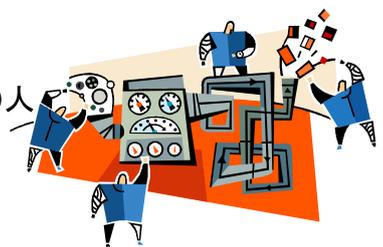
直近の**過去3月間の利用者の延べ数**が、**利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える**場合に、**当該1月間について利用者全員につき減算**を行うものとする。

例: 利用定員50人の施設の場合

$$(50人 \times 31日) + (50人 \times 30日) + (50人 \times 31日) = 4,600人$$

$$4,600人 \times 105\% = 4,830人 (\text{受入れ可能延べ利用者数})$$

※3月間の総延べ利用者数が4,830人を超える場合に減算



○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い②

■ 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超過利用減算及び大規模減算の取扱い

短期入所において**定員超過特例加算を算定している期間**については、**定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない**。



○利用者数の算定に当たっての留意事項

■ 利用者の数の算定に当たっては、次の(1)から(4)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合
- (2) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号)により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (3) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (4) 一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者

※知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導することになる。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消処分等を検討するものとする。

※なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用を行う場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について①

■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

■ 算定される単位数

- 1 生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について
 - (1) 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。
 - (2) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。
 - 2 1以外の人員欠如について
 - (1) 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。
 - (2) 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。
- ※ 1及び2の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。

■ 人員欠如減算の具体的取扱い

- 1 従業者(生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人)の員数
 - (1) 1割を超えて減少した場合
 - ……その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。以下、2、3、4も同様)について減算される。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について②

(2) 1割の範囲内で減少した場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における、従業者(夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員)の員数

……ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。

(1) 基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合

(2) 基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

3 1及び2以外の人員欠如

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

4 従業者の員数以外

(1) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

(2) 多機能型事業所等で、サービス管理責任者の員数等を満たしていない場合

(複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づく)

……当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について③

■ 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。

■ 共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。

■ 届け出ていた従業者の人員配置を満たせなくなった場合には、指定障害福祉サービス事業所等は該当することとなった人員配置を速やかに知事に届け出なければならない。

■ 知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消処分等を検討するものとする。

人員欠如は県への届出が必要！

(夜勤職員欠如も同様)



○夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス
施設入所支援
- 算定される単位数
所定単位数の**100分の95**とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。
- 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い
夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、**ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生**した場合であって、**その翌月**において**利用者の全員**(複数のサービス提供単位が設置されているときは、当該サービス提供単位の利用者の全員)について、所定単位数が減算されることとする。
 - ①夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において**夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生**した場合
 - ②夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が**4日以上発生**した場合
- 知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を指導し、当該指導に従わない場合には、**指定取消処分等**を検討するものとする。

○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス
療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助
- 算定される単位数
 - 1 減算が適用される月から**3月未満の月**については、所定単位数の**100分の70**とする。
 - 2 減算が適用される月から**連続して3月以上の月**については、所定単位数の**100分の50**とする。※ 1及び2当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。
- **個別支援計画未作成減算**については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。
- 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い
具体的には、**次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで**、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。
 - ① **サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。**
 - ② **指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。**
- 知事は、当該規定を遵守するよう、指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、**指定取消処分等**を検討するものとする。

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について①

■ 対象となる障害福祉サービス

自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、自立生活援助

■ 算定される単位数

所定単位数の**100分の95**とする。なお、当該所定単位数は、**各種加算がなされる前の単位数**とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意する。

標準利用期間超過減算については、**指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に6月を加えた期間を超える**場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定取消処分等の対象となるものではないが、知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うことになる。

■ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い

① 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者(サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。)ごとの**利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間**について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの**利用者全員**につき、減算するものとする。

なお、「標準利用期間に6月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。

ア **自立訓練(機能訓練) 24月間** イ **自立訓練(生活訓練) 30月間**

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について②

ウ **就労移行支援 30月間**(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第6条の8**ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、42月間又は66月間**とする。)

エ **自立生活援助 18月間**

② 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。

ア 当該利用者の**サービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出**するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の2日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。

イ 規則第6条の6第1号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練(機能訓練)の利用者については、アにより算定した期間を1.75で除して得た期間とする。

ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練(生活訓練)の利用者については、アにより算定した期間を1.4で除して得た期間とする。

○身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助

■ 算定される単位数（令和6年度報酬改定）

所定単位数から1%又は10%減算する。

施設・居住系→基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

訪問・通所系→基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

■ 当該減算については、次の(1)～(4)の運営基準を1つでも満たさない場合に適用する。

(1) 身体拘束等に係る記録が行われていない場合。

(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない場合。

→1年に1回以上

(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。

(4) 身体拘束等の適正化のための研修を実施していない場合。

→1年に1回以上

具体的には、基準を満たしていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事に報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間**について、所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。

■ 知事は、基準を満たしていない状況が継続する場合には、改善を行うよう**指導**する。当該**指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消処分等を検討**するものとする。

○複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて

■ **複数の減算事由に該当する場合**の報酬の算定については、原則として、**それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合**については、**減算となる単位数が大きい方についてのみ減算**する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するに当たっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。

(例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合

→ 所定単位数の100分の50の報酬を算定

(例2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合

→ 所定単位数の100分の70の報酬を算定

なお、知事は、複数の減算事由に該当する場合には、**重点的な指導**を行うとともに、当該**指導に従わない場合には、指定取消処分等を検討**するものとする。

○多機能型事業所等における一部加算の取扱い①

- 多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるが、以下の加算については、**サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する**こととなるので、留意すること。

○ サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する加算

- ◆ 人員配置体制加算(生活介護)
- ◆ 常勤看護職員等配置加算(生活介護)
- ◆ 就労移行支援体制加算(生活介護・自立訓練・就労継続支援A型・B型)
- ◆ 夜勤職員配置体制加算(施設入所支援)
- ◆ 重度者支援体制加算(就労継続支援A型・B型)
- ◆ 賃金向上達成指導員配置加算(就労継続支援A型)
- ◆ 目標工賃達成指導員配置加算(就労継続支援B型)

国保連への請求においては、請求コード誤り等の注意が必要！

○多機能型事業所等における一部加算の取扱い②

※**本体報酬**については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、**全ての事業単位の定員を合算した定員により算定**。

(例) 就労継続支援B型(定員20名)と生活介護(定員10名)の多機能型事業所において、就労継続支援B型で目標工賃達成指導員配置加算を請求する場合

○ 本体報酬

定員 $20+10=30$ 人で、**定員区分21人以上40人以下**の区分を適用。

○ 目標工賃達成指導員配置加算

B型定員20人で算定するため、**当該加算については20人以下の区分**を適用。

○関係告示、通知

■ 報酬告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

■ 留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

適正な報酬算定及び請求に努めていただくようお願いします。

Ⅱ 実地指導における主な指導事項等

1 はじめに

実地指導が行われない年度においても、自主的な事業運営のチェックを年1回程度、定期的の実施してください。

(参考資料)

「実地指導における主眼事項及び着眼点」

○県指導監査室ホームページ掲載場所

「障害福祉サービス事業者のページ」→ 「3 障害福祉サービス等事業所指導関係」
→ 「実地指導における主眼事項及び着眼点（障害福祉サービス事業等）」

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/571629.html>

- ◇ 実地指導において文書指導をしたものの中には、報酬算定の誤りを指摘し、給付費の自主返還（過誤調整）を指導した例も複数件あります。
- ◇ 文書指導以外にも、何らかの運用誤りや記録の不備等に関する指摘・注意を行う事例も散見されます。
- ◇ 指摘内容については、文書指導の有無に関わらず、必ず改善を行っていただき、時間の経過とともに元に戻らないよう注意してください。
- ◇ 指定基準や報酬の要件等については常にチェックを行い、特に制度改定・報酬改定時には誤った運用を行うことがないように、管理者のみならず、従業員一人一人が意識して事業運営を行ってください。

2 主な指導事項

- これまでの実地指導等において、指摘が多かった主な事項をまとめたものです。
- 文書指導までは行っていないもの、また、指摘事例は少なくとも、極めて注意が必要と思われるものも掲載しています。
- 実地指導等において同様の指摘を受けることがないように、各指摘事項に該当する内容があれば、速やかに改善を図ってください。

(1) 一般原則に関すること

① 人権の擁護等

【主な指摘事項】

- × 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講じていない。
 - ・虐待防止責任者設置していない。
 - ・従業員に対し、虐待防止に関する研修を実施していない。
 - ・従業員に対し、他の従業員等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合に、速やかに、これを市町村に通報しなければならないことを周知していなかった。

- ☞ 虐待防止責任者を設置し、重要事項説明書等に明記してください。
- ☞ 従業員に対する虐待防止に関する研修体制を整備してください。
- ☞ 従業員に通報義務及び通報先を周知してください。
- ☞ 虐待案件が発生しているか否かにかかわらず、体制が有効に機能しているか検証するとともに、各従業員の意識の定着を図ってください。

(2) 人員基準に関すること

② 従業員の員数

【主な指摘事項】

- × 他サービスとの兼務・他職種の兼務について区別して記録されていなかった。
勤務の体制及び勤務形態一覧表の兼務関係が不明確だった。
- × 勤務の体制及び勤務形態一覧表の実績が保管されていなかった。
- × 非常勤職員の有給休暇数を勤務時間に加えていた。

- ☞ 事業所ごとに、月の勤務の体制及び勤務形態一覧表に勤務時間、常勤非常勤の別、兼務関係等を明確に記載してください。
- ☞ 勤務時間の実績は、時間数を明確にした上で適切に保管をしてください。
- ☞ 非常勤職員が病欠や有給休暇等を取得した場合、その分は常勤換算に入れることはできません。常勤職員に限り、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤で勤務したのものとして常勤換算に含めることができます。

(3) 運営基準に関すること

③ 契約支給量の報告等

【主な指摘事項】

- × 入退去の際、受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に対する報告をしていなかった。
- × 利用契約をしたときの、支給決定市町村に対する受給者証記載事項その他の必要な事項の報告が遅れていた。

- ☞ 共同生活援助で入居者が入居又は退去した際には、受給者証記載事項等の必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告してください。
- ☞ 利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項等の必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告してください。

④ 内容及び手続きの説明及び同意

【主な指摘事項】

- × サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を期した文書又は電磁的記録を交付して説明をする必要があるが、重要事項説明書に誤りが確認された。
- × 重要事項説明書に第三者評価の実施状況についての記載がない。

- ☞ サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、実態と整合がとれた内容の文書を交付し説明を行ってください。
- ☞ 利用申込者への説明に使用する文書（例えば、重要事項説明書）には、第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、評価期間名称、評価結果の開示状況）を記載してください。
- ☞ なお、令和3年7月からは、文書に加えて電磁的記録（磁気ディスク等）による方法も可能になりました。

⑤ サービスの提供の記録

【主な指摘事項】

- × サービス提供の記録に際して、利用者からサービス提供の確認を受けていない。
- × サービス提供の記録の内容が不十分であった。

- ☞ サービスを提供した際は、提供日、サービスの具体的内容、利用者負担額等利用者に伝達すべき事項について、利用者の確認を受けてください。
- ☞ 第三者が記録を確認した際に、日々の支援内容が確認できるように記録を充実させてください。

⑥ 給付費の額に係る通知等

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

× 法定代理受領により給付費の支給を受けたが、利用者にもその額を通知していない。

☞ 法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額を通知してください。

⑦ 個別支援計画の作成等－1

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

× 個別支援計画に係る会議が実施されていない。

× モニタリング（アセスメントを含む。）を実施していない又は不十分である。

×

☞ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定サービスの目標及びその達成時期、指定サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成してください。

☞ 個別支援計画の作成においては、サービス提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、その原案について意見を求めてください。

⑧ 個別支援計画の作成等－2

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

× 個別支援計画の見直しが、3月に1回以上行われていない。（自立訓練・自立生活援助）

× 個別支援計画の見直しが、6月に1回以上行われていない。（上記以外）

× 個別支援計画と実際に提供しているサービス内容が異なっている。

☞ 個別支援計画作成後、少なくとも6月（又は3月）に1回以上モニタリングによる計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更してください。

☞ サービス提供は、個別支援計画に従って行ってください。サービス内容を変更する必要が生じたら、個別支援計画を変更し、利用者の同意を得た上で行ってください。

⑨ 情報の提供等

【主な指摘事項】

× 障害福祉サービス等情報公表システムに事業所情報を登録していなかった。

☞ 障害福祉サービス等情報公表システムに、事業所情報を登録してください。

⑩ 秘密保持等

【主な指摘事項】

- × 他の事業者等に、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により同意を得なければならないが、書面を徴していなかった。
- × 他の事業者等に、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、当該利用又はその家族の同意を得ておかななければならないが、利用者のみから同意を得ていた。
- × 職員について、秘密保持の誓約書の作成・締結がない。

- ☞ 他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意(包括的な同意で可)を得てください。
- ☞ 従業員に対し、正当な理由もなく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らさないよう、従業者との雇用時等に取り決めを行うなど、必要な措置を講じてください。
- ☞ なお、令和3年7月からは、文書に加えて電磁的記録(磁気ディスク等)による方法も可能になりました。

⑪ 管理者の責務

【主な指摘事項】

- × 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならないが、人員基準を満たしていない状態であることを認識していなかった。

- ☞ 管理者は基準条例を遵守し、管理者として必要とされる責務を再認識すること。

⑫ 運営規程－1

【主な指摘事項】

- × 運営規程と重要事項説明書の内容が相違している。
運営規程と重要事項説明書の内容が、運営の実態と乖離している。
- × 運営規程の「虐待防止のための措置に関する事項」の内容の一部が欠如していた。

- ☞ 運営規程と運営の実態は合致させるようにしてください。また、運営の実態と整合性を図ってください。
- ☞ 「虐待の防止に関する責任者の選定」「成年後見人制度の利用支援」「苦情解決制度の整備」「従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施」「虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置の設置等」を内容として盛り込むこと。

⑬ 運営規程－2

■施設入所支援・短期入所・自立訓練（生活訓練）

【主な指摘事項】

- × 地域生活拠点等である障害福祉サービス事業所は、運営規程にその旨を規定しなければならないところ、していなかった。

☞ 地域生活拠点等である場合は、その旨を運営規程に規定し、拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。

⑭ 勤務体制の確保等

【主な指摘事項】

- × 兼務している従業者や、法人役員である従業者について、従業者職種ごとの勤務時間が記録されていない。
- × 施設外就労等、事業所外での勤務時間が記録されていない。
- × 従業者の資質向上のための研修計画・研修記録がない。
- × 外部の研修を受講しているが、職員間で情報共有がされていない。
- × 就業規則等に職場において行われるハラスメント対策について記載がなく、適切な対策がとられていなかった。

☞ 事業所ごとに、従業者職種ごとの勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録を整備してください。

☞ 従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、研修の機会を計画的に確保してください。

☞ また、外部の研修を受講した際は、復命書等を作成するとともに、他の従業者に対する説明会を開催するなど、従業者間での情報共有を図るようにしてください。

☞ 就業規則等において、ハラスメント対策について規定するなど、従業者の就業環境が害されることを防止するために、必要な措置を講じてください。

⑮ 定員の遵守

【主な指摘事項】

- × 利用定員を超過し、サービス提供を行っている日が見受けられた。

☞ 給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものであり、利用定員を超えた受入れについては、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を受け入れる必要がある等やむを得ない事由が存在する場合に限り可能とされています。

⑩ 非常災害対策

【主な指摘事項】

- × 非常災害に関する具体的計画が未作成。(消防計画への記載が不十分なものも含む。)
- × 非常災害に備え、消火訓練・避難訓練を実施していない。
- × 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備が不十分。
- × 避難確保計画策定対象区域に所在している事業所において、当該計画が未策定。

- ☞ 利用者の安全を確保するため、火災や地震、風水害のほか、地域の特性等を考慮した自然災害に係る対策を含む「非常災害対策計画」の策定が必要です。
- ☞ 指定基準上、「事業者は非常災害に備えるため、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。」とされています。
- ☞ 消防法及び事業所の消防計画に基づき、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するとともに、消防機関への速やかな通報体制を職員に周知徹底するなど、非常災害対策に万全を期してください。
- ☞ 浸水想定区域又は土砂災害計画区域に所在している事業所は、水防法等の規定により避難確保計画の策定及び指定権者のチェックを経て市町村への提出が必要です。(共通編資料参照)

⑪ 業務継続計画の策定等

【主な指摘事項】

- × 感染症や非常災害の発生時に、サービスの提供を継続的に実施する又は非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)が策定されていない。

- ☞ 令和6年4月1日から義務化となることもそうですが、何より感染症の蔓延や自然災害は、いつ起こるかかわからないので、未作成の事業所は早急に策定をお願いします。(策定については、共通編資料を参照してください。)

⑫ 衛生管理等

【主な指摘事項】

- × 感染症の発生や、まん延を防止するため必要な措置が不十分である。

- ☞ 感染症発生及びまん延防止のために事業者が講じなければならない措置が次のとおり規定されており、令和6年4月1日から義務化されますので、早急に対応を行ってください。
 - ・ 検討委員会の定期的な開催と従業員への結果の周知
 - ・ 指針の整備
 - ・ 研修及び訓練の定期的実施

⑱ 事故発生時の対応

【主な指摘事項】

- × 事故等が発生した場合に、関係機関への連絡が速やかに行われていない。
- × 事故対応マニュアルを作成していない。

- ☞ サービス提供により事故等が発生した場合には、所定の方法により、速やかに県（県民局）、支給決定市町村に報告を行ってください。
- ☞ あらゆる事故等（食中毒、感染症、交通事故、作業訓練中の事故、個人情報の流出など）を想定した対応マニュアルを定め、職員にも徹底してください。

⑳ 掲示

【主な指摘事項】

- × 事業所内に、重要事項説明書等の掲示がない。

- ☞ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は備え置いてください。

㉑ 身体拘束等の禁止

【主な指摘事項】

- × 身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない。
- × 身体拘束等を行う場合、やむを得ない理由、身体拘束を行った際の態様及び時間等を記録しなければならないが、その記録がなされていなかった。

- ☞ 身体拘束等は原則として行ってはならず、緊急やむを得ない場合に必要な手続きを行った上で例外的に行うことが容認されます。身体拘束等の取扱いを適正に行うために、事業者が行わなければならない措置が令和4年4月から義務化されています。
 - ・委員会の定期的開催と従業員への結果の周知
 - ・指針の整備
 - ・研修の定期的実施
- ☞ 緊急やむえない場合に身体拘束等を行った場合は、その記録を整備してください。

⑫ 虐待の防止

【主な指摘事項】

× 虐待の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない。

☞ 虐待は、利用者の尊厳を害するものであり、あってはなりません。令和4年4月から虐待の発生又は再発を防止するために事業者が講じなければならない措置が義務化されています。

- ・虐待防止委員会の定期的な開催
- ・従業者に対し、虐待防止のための研修の定期的な実施
- ・虐待防止担当者の配置

この措置が未対応の事業者は、最優先で措置を講じるよう改善してください。
(具体的な取組方法については、共通編資料別冊の事例集を参考にしてください。)

⑬ 預り金

■共同生活援助

【主な指摘事項】

× 利用者から敷金等を徴収していた。

× 利用者から徴した食材料費及び光熱水費を1つの項目として管理している。

× 利用者から、旅行代金等の支払いを受けた場合に領収書を交付していない。

☞ 敷金・礼金について、利用者から受け取ることができる費用には含まれていないので、徴しないこと。

☞ 利用者から徴した食材料費及び光熱水費については適切に管理すること。

☞ 利用者から旅行代金等の支払いを受けた場合は領収書を交付すること。

(4) 報酬に係る算定基準に関すること

- ◇ 報酬の算定に当たり、加算や減算の要件については報酬告示（事業者ハンドブック等）をよく確認の上、後日返還という事態とならないよう、十分に注意をしてください。
- ◇ 要件を満たしていないことを知りながら、意図的に請求を行い受領した場合には、不正請求事案として、行政上の措置を検討する場合があります。

① 共同生活援助サービス費

■共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 共同生活援助サービス費について、実績記録と請求回数が相違しているケースがあった。

☞ 実績記録に基づいて正確に請求を行うこと。

② 夜間支援等体制加算

■共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 共同生活援助計画における利用者の状況に応じた支援の内容が抽象的であった。また、利用者が入院し夜間に支援を受けていない日に当該加算を算定していた。
- × 夜間支援等体制加算（Ⅱ）について、宿直者の自宅を拠点とし、共同生活住居への見回りを行っていた。また、宿直の実績が分かる記録がなかった。

☞ 共同生活援助計画には利用者の状況に応じた支援の内容を具体的に示すこと。また、利用者が入院し、夜間の支援を受けていない日は当該加算を算定しないこと。

☞ 夜間支援体制加算（Ⅱ）について、共同支援場所を拠点とし、待機しておくこと。また、宿直の実績が分かるように業務日誌等に記録を残すこと。

③ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

■生活介護

【主な指摘事項】

- × 当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間については、更に1日につき所定の単位（500単位）が加算されるが、180日を超えた日について誤って算定をしていた。

☞ 当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間については、更に1日につき所定の単位（500単位）が加算されるが、180日を超えた日について算定しないこと。

④ 栄養マネジメント加算

■施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 低栄養状態のリスクが高い入所者に対して、低栄養状態のリスクが低い入所者と同様に、3か月ごとのモニタリング間隔を設定していた。
- × 栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、同意を得ていなかった。

- ☞ 低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者については、概ね2週間ごとにモニタリングを行ってください。
- ☞ 栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明しその同意を得ること。

⑤ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 届け出ている福祉専門職員の配置状況が実態と異なっている。

- ☞ 社会福祉士等の有資格者に係る福祉専門職員の配置状況に異動が生じた場合は、要件確認を要することから届出（軽微変更）を行ってください。

⑥ 初期加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × 暦日で30日間を越えた日にも算定している。

- ☞ 初期加算は、利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定できますが、この「30日間」とは、暦日で30日間をいうものであり、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数について算定してください。

⑦ 帰宅時支援加算

【主な指摘事項】

- × 帰宅時支援加算を算定する場合、従業者は利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を把握するとともに、その内容を記録する必要があるが不十分であった。

- ☞ 支援を行った従業者名を記録し、記録内容を充実させること。

⑧ 欠席時対応加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × あらかじめ利用を予定していない日についての相談援助として算定している。
- × 利用者の状況、相談援助の内容等の記録がない。
- × 急病等によりその理由を中止した場合において、記録様式を整備していたが、次回の利用の促進、相談援助の実施等の実施の有無のみのチェックとなっており、相談援助の内容の記載がされておらず、記録が不十分。

- ☞ あらかじめ利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合において、その利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があったときに対象となります。
- ☞ 利用者が急病等によりその理由を中止した場合において、従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行う場合とは、当該利用者の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、その内容を記録することが必要です。

⑨ 食事提供体制加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × サービス提供実績記録票やケース記録等で食事の提供の記録が確認できない。
- × 外部委託先業者が変更されていたが、委託業者変更の届出がなされていなかった。
- × 指定権者へ届出をしている食事提供体制がなくなり、当該加算を算定しない状況が生じていたが、その届出がされていない。
- ×

- ☞ サービス提供実績記録票やケース記録等に食事の提供を記録してください。
- ☞ 外部委託先業者が変更された旨の、変更の届出を速やかに行ってください。
- ☞ 加算が算定されなくなる状況になった時は、速やかに加算の算定終了を届け出てください。

⑩ 送迎加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × 送迎記録が漏れている日があった。
- × 利用者との送迎場所が事前に決められていなかった。
- × 算定要件の利用者数に、共生型生活介護だけでなく、通所介護の利用者を含め算出している。

- ☞ 送迎を行った日ごとの送迎利用者の内訳など、送迎に関する記録を整備してください。
- ☞ 送迎加算は、利用者の居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を算定するものであり、送迎場所については事前に決めて置くこと。
- ☞ 共生型生活介護を行う指定通所介護事業所において、送迎加算を算定する場合、算定要件の利用者数には、通所介護の利用者は含まず、共生型生活介護の利用者のみで算出してください。

⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定に当たっては、処遇改善計画書をすべての福祉・介護職員（特定処遇改善加算においてはすべての障害福祉人材等）へ周知することが要件のひとつとなっているが、周知を行ったことが分かる書類が確認できなかった。

- ☞ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定に当たっては、処遇改善計画書をすべての福祉・介護職員（特定処遇改善加算においてはすべての障害福祉人材等）へ周知することが要件のひとつとなっているため、周知文書等を残しておくこと。

Ⅲ 障害者の意思決定支援について

○指定障害福祉サービス事業者等の責務①

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、

・ 障害者の人格を尊重し、障害者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

事例

グループホームにおいて、
利用者が結婚や同居を望んだ際に、事業者が不妊処置を提案した。

支援が必要な利用者にとって、事実上、選択肢がないこともあり得る。

利用者本人の意思に反し、強制的に行われたかが問題となっている。

○指定障害福祉サービス事業者等の責務②

障害者がどのようなくらしを送るかは、本人が決めることが前提であり、事業者は、その意思決定を丁寧に支えなければなりません。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」
の内容をもう一度確認してください。

○意思決定支援ガイドラインの趣旨

意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取まとめたもの



事業者は、ガイドラインの内容を踏まえ、意思決定支援に関して、創意工夫と質の向上に努めなければなりません。

○結婚、出産、子育ても本人が決めることです。

障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはなりません。



本人の希望の実現に向けて、相談支援事業者等ほかの障害福祉サービス事業者、市町村や児童相談所等の相談窓口に障害者本人がつながり、必要な支援が確実に受けられるようにするなど、**適切な支援に努めてください。**

障 発 0331 第 15 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の附則第 3 条においては、法施行後 3 年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられています。

これを踏まえ、社会保障審議会障害者部会では、平成 27 年 4 月から見直しに向けた検討を行い、平成 27 年 12 月に今後の取組について報告書を取りまとめ、同報告書では、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン(仮称)」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき旨が盛り込まれたところです。

今般、これまでの障害者総合福祉推進事業による研究報告書を踏まえ、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成したので通知します。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者及び指定相談支援事業者に対して周知いただくとともに、研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

I. はじめに

1. ガイドライン策定の背景

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の附則第3条においては、法施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられている。

社会保障審議会障害者部会では、平成27年4月から見直しに向けた検討を行い、平成27年12月に今後の取組について報告書を取りまとめた。

同報告書では、障害者の意思決定支援の今後の取組について以下の記載が盛り込まれており、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、これらの内容を踏まえて作成されたものである。

※ 「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日社会保障審議会障害者部会報告書）より抜粋

5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

(2) 今後の取組

(基本的な考え方)

- 日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、以下のような取組を進めるべきである。

(意思決定支援ガイドライン)

- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。

なお、ガイドラインの普及に当たっては、その形式的な適用にとらわれるあまり、実質的な自己決定権が阻害されることのないよう留意する必要がある。

(障害福祉サービスにおける意思決定支援)

- また、障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべきである。

2. ガイドラインの趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第1条の2（基本理念）においては、障害者本人（以下「本人」という。）が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定する（第42条、第51条の22）など、「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

また、障害者基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないと定めている（第23条）。

ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は誰もが認識するところである。しかし、自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等については必ずしも標準的なプロセスが示されていない。ガイドラインは、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、もって障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするものである。

ガイドラインは、事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の枠組みを示すものであるが、本人、事業者、家族や成年後見人等（保佐人及び補助人並びに任意後見人を含む。以下同じ。）の他に、必要に応じて教育関係者や医療関係者、福祉事務所、市区町村の虐待対応窓口や保健所等の行政関係機関、障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関、ピアサポーター等の障害当事者による支援者、本人の知人等の関係者、関係機関等（以下「関係者等」という。）、障害者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すものである。

障害者の意思決定支援については、それぞれの障害の状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものである。事業者は、ガイドラインの内容を踏まえ、各事業者の実情や個々の障害者の態様に応じて不断に意思決定支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努めなければならない。

また、事業者の意思決定支援に関する取組の蓄積を踏まえ、ガイドラインの内容も見直していくことが必要である。

II. 総論

1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインにおける意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

障害者の意思決定を構成する要素としては、次の三つが考えられる。

(1) 本人の判断能力

本人の障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。

例えば、何を食べるか、何を着るかといった日常生活における意思決定は可能だが、施設から地域生活への移行等住まいの場の選択については意思決定に支援が必要であるといった事例が考えられる。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる。

(2) 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

① 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。

日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

② 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まい

の場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響等を受ける。

例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができてきているかどうかの影響などが考えられる。また、意思決定の場面に立ち会う家族等の関係者との関係性も影響を与える可能性がある。

環境に関しては、初めての慣れない場所で意思決定支援が行われた場合、本人が過度に緊張してしまい、普段通りの意思表示ができないことも考えられる。また、サービスの利用の選択については、体験利用を活用し経験に基づいて選択ができる方法の活用など経験の有無によっても影響されることが考えられる。

3. 意思決定支援の基本的原則

意思決定支援の基本的原則を次のように整理する。

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

また、本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合は、意思決定した結果については最大限尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて、どのようなことが予測できるか考え、対応について検討しておくことが必要である。例えば、疾病による食事制限があるのに制限されている物が食べたい、生活費がなくなるのも構わず大きな買い物がしたい、一人で外出することは困難と思われるが、一人で外出がしたい等の場合が考えられる。

それらに対しては、食事制限されている食べ物は、どれぐらいなら食べても疾病に影

響がないのか、あるいは疾病に影響がない同種の食べ物が用意できないか、お金を積み立ててから大きな買い物をすることができないか、外出の練習をしてから出かけ、さらに危険が予測される場合は後ろから離れて見守ることで対応することができないか等、様々な工夫が考えられる。

リスク管理のためには、事業所全体で取り組む体制を構築することが重要である。また、リスク管理を強調するあまり、本人の意思決定に対して制約的になり過ぎないように注意することが必要である。

- (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、職員が本人の意思を推定するための手がかりとなる。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1) メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

例えば、健康上の理由で食事制限が課せられている人も、運動や食材、調理方法、盛り付け等の工夫や見直しにより、可能な限り本人の好みの食事をすることができ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合などがある。

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。

また、本人の生命または身体の安全を守るために、本人の最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法

が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

5. 事業者以外の視点からの検討

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者はサービスを提供する上で、制度や組織体制による制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える場合も考えられることから、そのような制約を受けない事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアサポーターや基幹相談支援センターの相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

法的な権限を持つ成年後見人等には、法令により財産管理権とともに身上配慮義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、成年後見人等が担う身上配慮義務と重複する場面が含まれている。意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

なお、保佐人及び補助人並びに任意後見人についても、基本的な考え方としては、成年後見人についてと同様に考えることが望まれる。

Ⅲ. 各論

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。このようにして作成されたサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定に配慮しながらサービス提供を行うこととなる。

(1) 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者を配置することが望ましい。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みを作る役割を担う。

具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画する。

また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。

さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話しを聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。

上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が兼務することが考えられる。

(2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みである。意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等の参加を得ることが望ましい。

意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

また、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」とい

う。)においては、地域の事業者における意思決定支援会議の開催状況等を把握し、取組を促進することが望まれる。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っても、何らかの理由でそれをあきらめて選択に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて選びようがなかったりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。

意思決定支援は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことができる。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うにあたっては、意思決定に必要なだと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることができる。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

また、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取ったり推定したりする際に根拠を持って行うことが重要である。本人が意思決定することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定を支援する上で重要な参考資料になる。

また、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠やそれに基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

そのためには、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、実地研修（OJT）、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、進めることが効果的である。

5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。

関係者等と連携した意思決定支援の枠組みの構築には、協議会を活用する等、地域における連携の仕組みづくりを行い、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

意思決定支援の結果、社会資源の不足が明らかとなった場合等は、協議会で共有し、その開発に向けた検討を行ったり、自治体の障害福祉計画に反映し、計画的な整備を進めたりするなど、本人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう取組みを進めることが求められる。

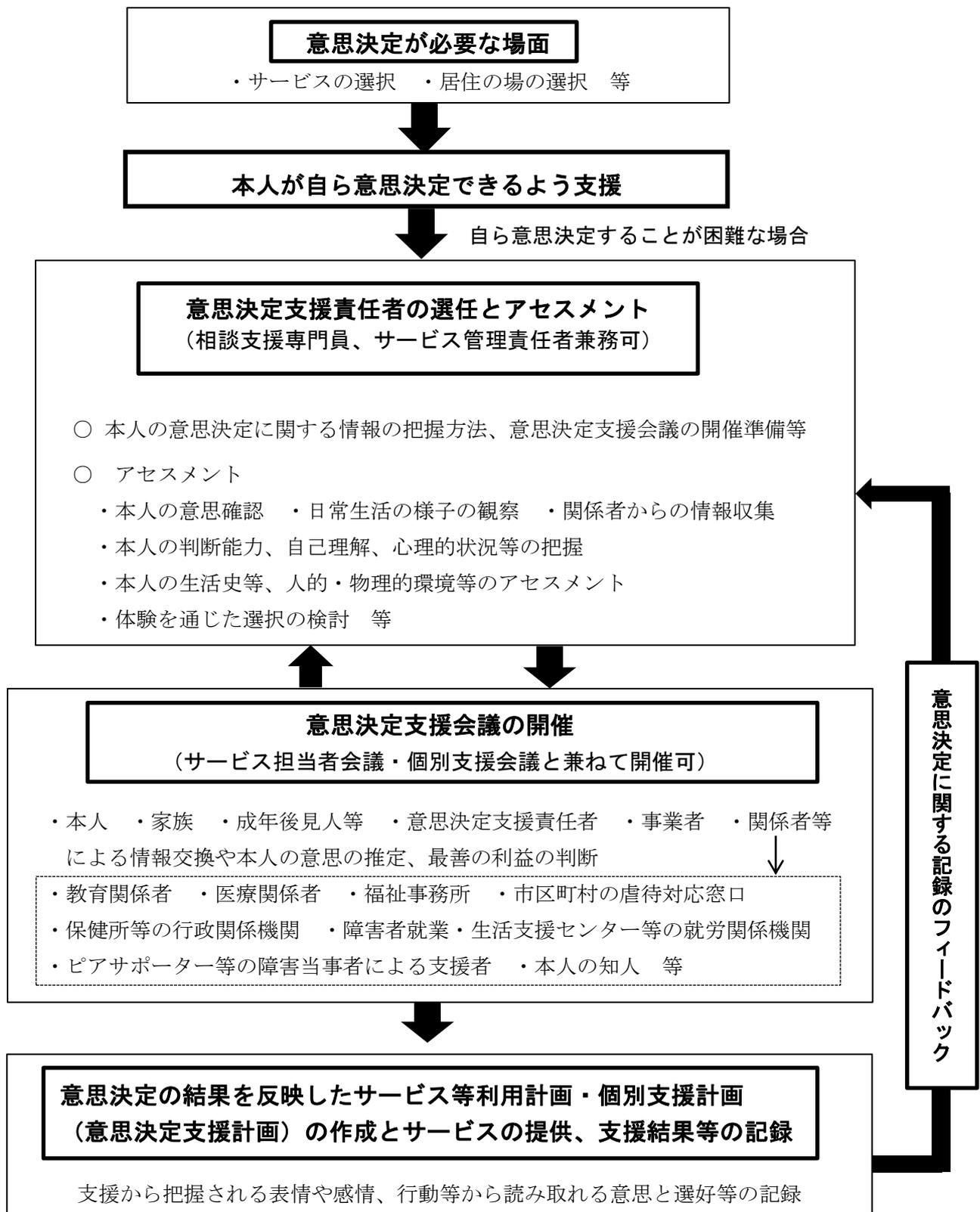
6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。事業者においては、本人や家族等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決規程を定めた上で苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じて

いるところである。意思決定支援に関する苦情についても、苦情解決規程に従った対応を行い、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員と協働して対応に当たることが必要である。

意思決定支援に関わった事業者、成年後見人等や関係者等は、職を辞した後も含めて、業務上知り得た本人やその家族の秘密を保持しなければならない。

(図1) 意思決定支援の流れ



IV. 意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援

重度の知的障害があり、言葉で意思を伝えることが難しいAさんが、生活介護事業所を利用することになった。生活介護事業所のサービス管理責任者は、Aさんの日中活動プログラムをどのように考えたら良いか悩んでいた。そこで、Aさんの日中活動を定めるために、意思決定支援会議を開くことにした。意思決定支援会議には、Aさんと家族、Aさんをよく知る学校の先生、移動支援事業所の支援員、生活介護事業所の担当職員、Aさんを担当する相談支援専門員が参加し、サービス管理責任者が意思決定支援責任者となって会議を進めることになった。

意思決定支援責任者は、会議の参加者にAさんの日頃の様子から読み取ることができる意思や好み、それらを判断するための手がかり等の情報を報告してもらった。Aさんは、家族や顔見知りの人がいるため、安心して感じるように感じられた。家族からは、Aさんが祖母にかわいがられて育ち、祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていたことや、沢山作った饅頭を近所に配ることに付いていき、人から喜ばれるとうれしそうだったこと等が話された。学校の先生からは、Aさんは友だちと関わるのが好きだったことや、静かな音楽を好んで聴いていたこと、紙に絵の具で色を塗ることが好きで、机に向かって集中して取り組んでいたが、ペットボトルキャップの分類のような作業的なことはすぐに飽きてイスから立ち上がってしまったことが話された。移動支援事業所の支援員からは、Aさんは森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしているが、人混み等雑音が多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったり、イライラした感じになったりしてしまうことが話された。

意思決定支援責任者は、これらの情報を整理し、日中活動のプログラムを検討した。その結果、まずはAさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所であることを知ってもらうため、Aさんの日中活動を、静かな音楽が流れる部屋でパンやクッキー、饅頭を作る活動や、紙と絵の具でペインティングする活動、森の中の散歩道を鳥のさえずりを聞きながら数人で歩く活動等から始めることとし、また、そうした日中活動の中でのAさんの表情に注目し、Aさんの意思表示の手がかりを記録に残し、今後の意思決定支援のための情報を蓄積することとなり、意思決定支援計画と個別支援計画を一体的に作成した。また、これらの取組を行ってから3ヶ月後に、見直しのための会議を開くこととした。

2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理

責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。Bさんは、いつものスケジュールとは違う会議への参加となり、落ち着きがなく不安そうにしていた。その様子を見ていた成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送れているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べていること等が話された。施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作って食べたりする場面がなかったため、施設的环境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないかと、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行く活動を選んだり是可以するが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみて、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。成年後見人も、「体験してみた結果がBさんのためになるなら」という意見であった。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンを作ったり、冷凍食品を電子レンジで温めて食べたりと、Bさんは生活を主体的に広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、成年後見人も含めた誰にとっても明らかであった。

3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

65才の女性Cさんは統合失調症で、引きこもりがちで軽度の知的障害がある32才の息子Dさんと二人暮らしをしていた。自宅は持ち家で、Cさんの老齢年金と遺族年金で生計を立てていたが、生活は苦しかった。Cさんは、数年前に交通事故に遭ってから家事が難しくなり、Dさんが買い物や掃除、洗濯、調理を行っていた。ところが、1年前にDさんが家出をしてから不穏になり、近隣宅に上がり込む等の行為が度々起こるようになり、医療保護入院となった。家出していたDさんは、Cさんが入院した後、自宅に戻ってきた。Dさんの家出の原因は、病状が不安定なCさんの面倒をみることに疲れてしまったためであったが、Cさんが退院した後は、一緒に生活することを希望していた。

Cさんは、入院して3か月で病状が安定した。しかし、自発的な意思の表明が乏しく、意欲の低下もあり「もう自宅へは帰れない」と退院をあきらめてしまっているようだった。

病院のソーシャルワーカーが「退院後生活環境相談員¹」となり、熱心に退院に向けた働きかけを行ったが、Cさんは黙り込んでしまうだけだった。退院支援委員会は、入院中の障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う地域援助事業者として、委託相談支援事業所に参加してもらうことにした。

委託相談支援事業所の相談員は、地域移行支援の利用を念頭に、意思決定支援責任者として意思決定支援会議を開いた。参加者は、病院の主治医と退院後生活環境相談員、病棟受け持ち看護師、役所の障害福祉担当職員、保健所の保健師、息子のDさんであった。Cさんは、参加したくないとのことだった。

役所の障害福祉担当職員とDさんによれば、Cさんは、一家を支えるしっかり者だったが、発病後、金銭をだまし取られる等の苦勞をしてから不安が強くなり、同じことの確認を何回もすることもあったが、丁寧な説明があれば理解できる力をもっていること、入院前には、服薬の中断や減薬により怒りやすく命令口調となり、近隣住民への被害妄想もあったことが話された。病院の主治医と退院後生活環境相談員からは、入院中のCさんは、陰性症状のため自発的な意思の表明が乏しく、人に対する警戒心もあってほとんど話しをすることがないという状況が報告された。意思決定支援会議では、Cさんが「もう自宅へは帰れない」と言った背景を理解し、Cさんの意思を確認する手がかりを得るために、意思決定支援責任者である相談員がCさんを伴って自宅に行ってみるようになった。

自宅は老朽化が進んでおり、Dさんが家出をしていた1年間でゴミ屋敷のような状態になっていた。自宅に戻ったDさんも交えて、Cさんの話しを聴いた。Cさんは、家事全般をしてくれていたDさんが家出をしたことはショックだったこと等を話し始めた。Cさんは、趣味だった手芸品や書道作品、賞状等を見せてくれた。昔の写真には、流行の服を着て笑顔でポーズをとる姿が写っていた。実家は立派な透かし彫りの小壁がある自慢の家だったという。Cさんは、自宅に帰りた気持ちはあるが建物が老朽化してゴミ屋敷の状態であり、入院生活での足腰の筋力の低下により自宅の和式トイレを使うことができないため生活できないと考えていたこと、引っ越すとしても、お金をだまし取られたため資金がないこと、生活費が苦しいこと等問題が山積みで、「もう自宅へは帰れない」とあきらめていたと話した。

相談員は、Cさんの所得状況だと生活保護の申請ができること、そのための手続やアパート探しの仕方等をわかりやすく説明し、自宅以外の暮らしもできることを丁寧に伝えた。息子のDさんは、それにできる限り協力することをCさんに伝えた。

相談員は、再度意思決定支援会議を開いた。今回はCさんも参加し、生活保護を受けてアパートを借り、息子と生活したいという意思を伝えることができた。Cさんは、退院後も、日常生活の様々な場面で意思決定支援を受けながら、本人らしい生活を送っている。

¹ 精神保健福祉法では、病院は個々の医療保護入院者が早期に退院できるよう支援するための取組において中心的役割を果たす退院後生活環境相談員を選任することが義務づけられています。退院後生活環境相談員になれるのは、精神保健福祉士、保健師等であって、精神障害者に関する業務の経験がある方、もしくは上記職種以外であって厚生労働大臣が定める研修を修了した方です。

意思決定支援のためのアセスメント表

<p><意思決定支援が必要な項目></p> <p>Aさんが取り組みたい日中活動プログラムは？</p>	<p><これまでの生活史></p> <p>○Aさんは1歳6ヶ月の検診で知的な発達の遅れが指摘され、知的障害があることが分かりました。両親と3歳年上の姉、そして父方の祖母との5人暮らしでした。穏やかで人なつこい性格であったAさんは特に祖母にかわいがられて育ちました。祖母が得意であった饅頭作りをうれしそうに手伝ったり、祖母と一緒に近所に配って歩いたりしました。そのときに人から喜んでもらえたとAさんもとてうれしそうに表情を見せていたそうです。</p> <p>○学校は小学校から特別支援学校に通いました。学校では友人と関わるのが好きで、いつも仲間と一緒に過ごしていました。でもたくさんの人で行動が集まったり、運動会などで大きな音がする場面などでは少しいらいりする様子が見られました。</p> <p>○言葉では意思を伝えることが難しいAさんでしたが好きな物には自ら積極的に取り組み、豊富な表情で周囲に気持ちを伝えることができました。</p> <p>○休日は家族と一緒に出かけられることもありますが、お父さんとお母さんが自営業をされていたこともあり、Aさんのお出かけをしたいという気持ちに応えられない日も多くなってきたことから移動支援を利用して、ヘルパーと出かけるようになりました。</p> <p>○特別支援学校卒業後の進路は、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所など3回の実習を重ねた結果、生活介護事業所を利用することになりました。</p>	<pre> graph TD Grandmother((祖母)) --- Father[父] Mother((母)) --- Father Mother --- A[Aさん] Sister((姉)) --- Father </pre>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p>		
<p><関係者から提供されたAさんの意思を判断するための手がかりとなる情報></p> <p>(家族)</p> <p>○Aさんは、祖母にかわいがられて育った。</p> <p>○祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていた。</p> <p>○饅頭を近所に配ることについて行き、人から喜ばれるとうれしそうだった。</p> <p>(学校の教員)</p> <p>○友だちと関わることは好きだった。</p> <p>○静かな音楽を好んで聴いていた。</p> <p>○紙に絵の具で色を塗ることは好きで、集中して取り組んでいた。</p> <p>○ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてイスから立ち上がってしまった。</p> <p>(移動支援ヘルパー)</p> <p>○森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしそうにしていた。</p> <p>○人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったりイライラした感じになってしまふ。</p>	<p><手がかりとなる情報から推定される本人意思></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・かわいがってくれる祖母のような人が好きだよ。 ・祖母のような人と一緒に饅頭などをつくるのが好きだよ。 ・作った饅頭などを配り、人から喜ばれることがうれしいよ。 ・友だちと関わることは好きだよ。 ・静かな音楽を好むよ。 ・紙に絵の具を塗るなど、創作的な活動は好きだよ。 ・ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてしまふよ。 ・森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしそう。 ・人混みなど雑音が多い場所は、イライラして苦手だよ。

意思決定支援のためのアセスメント表

<p><意思決定支援が必要な項目></p> <p>Bさんがこれからどのような場所でのような生活をしていきたいのか？</p>	<p><これまでの生活史></p> <p>○Bさんは会社員のお父さん(当時35歳)と専業主婦のお母さん(当時30歳)との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にかかることなく育ちましたが、2歳になっても言葉を話しませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障害があることがわかりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を出やすくするよう療育活動に参加したりしましたが、自分のやりたいことができなかつたりするときにパニックになって大きな声をだしたり、周囲の人に噛みついたりしてしまったりすることが増えていきました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになりました。特別支援学校でも次にすることがよくわからなかつたり、自分のしたいことができなかつたりしていました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校では先生が工夫して次の行動がわかりやすいうように説明してくれるようになりました。それで、次に何をすればいいかが少ずつ分かるようになりました。パニックになることも少ずつ減ってきました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないように着ることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きな音がしたり、人が多すぎるとパニックになることがあったので、ドライブに行くことがだんだん多くなりました。ドライブも同じコースでない不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子が買えるのが楽しみでした。Bさんが18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが働かなくてはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんと一緒に暮らせるように色々と考えましたが、年少の弟の世話や仕事をしながら私の身の回りの世話までできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。</p>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p> <p><関係者からの情報></p> <p>○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなく不安そうにしていた。(家族)</p> <p>○自宅では自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べる事がある。(家族)</p> <p>○施設では自分でお湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。(入所施設職員)</p> <p>○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選ぶ。(入所施設職員)</p>	<p><推定される本人意思></p> <p>○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないか。</p> <p>○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないか。</p> <p>○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないで決められないのではないか。</p>

(参考) Bさんの意思決定支援を反映したサービス等利用計画 (意思決定支援計画) の作成例

(参考) 意思決定支援を反映したサービス等利用計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4	相談支援事業者名	C
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0	計画作成担当者	D
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号		意思決定支援責任者	
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	B

利用者の生活に対する意向
 慣れて落ち着いた今の施設での生活の場を変えずに、落ち着きがなく不安定になってしまいかもれないので、生活の場を変えたくないと思う一方、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを食べたりなど、自分でできる事をしながら、より自由を広げて生活したいという思いもある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできるの、経験したことがないグループホームの生活も実際に経験してみること、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないだろうか。

総合的な援助の方針
 グループホームの体験利用により、本人が今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、体験的に選ぶことができるよう意思決定を支援する。

□意思決定支援内容

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等	支援内容	本人の役割	支援担当者(機関)
1	今の施設での生活を変えずに、落ち着きがなく体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べて生活する事が本人の意思なのか決めることができる。	①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホーム体験利用後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	1ヶ月後	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間) 共同生活援助(体験利用) 30日	グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。 体験時の様子について記録する。 グループホーム体験利用後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活と比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービス管理責任者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員 グループホーム関係者、施設関係者

□サービス等利用内容

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみること。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活と比べて、生活の場としてどちらが良いか本人が何らかの形で意思を表明できる。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができるよう意思決定支援を行う。	1ヶ月後	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間) 共同生活援助(体験利用) 30日	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活と比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	1ヶ月後	生活の中で本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活の場への希望を確認する。施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。
2							
3							